

鹿児島県市町村別申請書提出先

区 域	申請書提出先	電話番号
日置市, いちき串木野市, 鹿児島郡	鹿児島地域振興局建設部土木建築課	099-805-7336
枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市	南薩地域振興局建設部土木建築課	0993-52-1395
阿久根市, 出水市, 薩摩川内市, 薩摩郡, 出水郡	北薩地域振興局建設部土木建築課	0996-25-5292
霧島市, 始良市, 湧水町	始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課	0995-63-8371
伊佐市	始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在機関	0995-23-5155
鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 志布志市, 曾於郡, 肝属郡	大隅地域振興局建設部土木建築課	0994-52-2188
西之表市, 熊毛郡(屋久島町を除く)	熊毛支庁建設部建設課	0997-22-1867
屋久島町	熊毛支庁屋久島事務所建設課	0997-46-2213
奄美市及び大島郡(徳之島町, 天城町及び伊仙町を除く)	大島支庁建設部建設課	0997-57-7344
徳之島町, 天城町及び伊仙町	大島支庁徳之島事務所建設課	0997-82-1251

注 薩摩川内市, 霧島市及び鹿屋市の区域内にあつては, 建築基準法施行令第148条第1項第1号を除く。

【参考】

県以外の特定行政庁及び限定特定行政庁

所管行政庁	建築物区分	申請書提出先	電話番号
鹿児島市	全て	鹿児島市建築指導課	099-224-1111
鹿屋市	建築基準法施行令第148条第1項第1号に限る。	鹿屋市建築住宅課	0994-43-2111
薩摩川内市	//	薩摩川内市建築住宅課	0996-23-5111
霧島市	//	霧島市建築指導課	0995-45-5111

※ 令第148条第1項第1号=建築基準法施行令第148条第1項第1号に規定する建築物で, 建築基準法第6条第1項第4号に係る建築物を指す。